

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成27年10月29日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	大和田 伸 一 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

## 平成27年第3回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

平成27年10月29日(木)午前10時開議

- 日程第 1. 議案第58号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第59号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第60号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第61号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第62号 平成27年度牛久市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6. 議案第63号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7. 議案第64号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8. 議案第65号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9. 議案第66号 土地取得について
- 日程第10. 議案第67号 土地取得について
- 日程第11. 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 日程第12. 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第13. 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 日程第14. 認定第 1号 平成26年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15. 議員提出議案第11号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第16. 意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書
- 日程第17. 決議案第9号 「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について
- 日程第18. 請願第 5号 米価暴落対策の意見書を求める請願
- 日程第19. 請願第 6号 TPP交渉に関する請願
- 日程第20. 請願第 7号 ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願
- 日程第21. 議員提出議案第12号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について
- 日程第22. 休会の件

### 議事日程(追加)

- 追加日程第1. 決議案第10号 牛久市議会議長市川圭一君に対する不信任決議

追加日程第2．決議案第11号 牛久市議会副議長尾野政子君に対する不信任決議

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

開会前にお知らせします。執行部より認定第1号、平成26年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について訂正の申し出がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。執行部より発言を求められておりますので、これを許します。建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） おはようございます。

建築物のくい打ち工事の件につきまして、1件報告させていただきます。

現在、報道されております旭化成建材株式会社の施工によるくい打ち工事の件についてでございます。

旭化成建材が現在調査を行っている全国3,040件につきまして、牛久市発注の工事は含まれていないということをご報告いたします。直接旭化成建材に連絡し確認いたしました。また、茨城県に旭化成建材側からリストが提供され、その中でも牛久市発注案件が含まれていないことを確認しております。当初は、旭化成建材側が非公表との発表であったため、過去10年間の市発注の工事を全件調査いたしました。その結果、くいを施工した工事は全部で18カ所ありました。そのうち旭化成建材が3件孫請としてくい打ち工事を実施しております。

しかし、3件ともイーゼット工法と呼ばれる鋼管ぐい、スクリーパイルという言い方をしますが、そちらの採用であります。報道の工法は、既製コンクリートぐいと思われ、くいの種類、工法ともに市施工とは関連がないとの回答をいただいております。

一応工事の内訳といたしまして、平成19年施工の牛久小学校耐震補強工事、平成24年施工の下根運動公園野球場バックスクリーン整備工事、平成25年施工の下根運動公園野球場スコアボード整備工事、以上の3件になります。

先ほども言いましたとおり、3,040件の対象には含まれておりませんが、我々のほうでくい打ち報告書を精査いたしまして、圧力計の流用等につきましては確認できないという内容でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） それでは、日程第1、議案第58号ないし日程第13、議案第70号の13件、日程第14、認定第1号の1件、日程第15、議員提出議案第11号及び日程第21、議員提出議案第12号の2件、日程第16、意見書案第5号の1件、日程第17、決議案第9号の1件、日程第18、請願第5号ないし日程第20、請願第7号の3件を一括議題といたします。

- 
- 議案第58号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第60号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第63号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 土地取得について
- 議案第67号 土地取得について
- 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 認定第1号 平成26年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 議員提出議案第11号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書
- 決議案第9号 「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について
- 請願第5号 米価暴落対策の意見書を求める請願
- 請願第6号 T P P 交渉に関する請願
- 請願第7号 ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願
- 議員提出議案第12号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について

○議長（市川圭一君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告及びお手元に配付のとおり、継続審査の申し出を受けました。つきましては、各委員長から審査経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、秋山総務常任委員長。

---

平成27年10月29日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 秋 山 泉

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第59号	牛久市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第60号	牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第62号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議員提出議案 第11号	牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について	原案可決
議員提出議案 第12号	牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について	継続審査

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 平成27年10月16日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る10月23日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第59号は、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴う市たばこ税の特例税率を経過措置を講じた上で廃止する改正、引用条項の整理を行う改正、個人番号及び法人番号を記載する項目を追加する改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、社会保障・税番号制度の導入により、障害者の方が減免等の申請をする場合に、個人番号を記載できない場合の取り扱い、また今後も社会保障・税番号制度の導入による条例の改正が出てくるかについて質疑がなされました。市執行部からは、各種証明



の申請書に個人番号を記入する欄を設けるが、個人番号が入っていないから受け付けないということは考えていない。障害者の方が減免等の申請をされる場合も同様である。12月議会では、使用についての条例を上程予定であるとの答弁がありました。また、法人番号が付番される範囲、NPO法人等の取り扱いについて質疑がなされ、市執行部からは、法人番号の範囲は国税庁長官が法人に対して13桁の法人番号を付番するとの答弁がありました。

議案第60号は、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付が行われなくなることにより、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の規定を削除するものであります。

審査に当たり委員からは、個人番号通知の状況、社会保障・税番号制度運用開始に伴うシステムの運用予定について質疑がなされ、市執行部からは、個人番号通知に関する状況は個人番号のホームページで発送の状況を市町村ごとに確認できるようになっている。システムについてはこれから市役所内の連携テスト、平成28年度から情報提供ネットワークとの連携テスト、平成29年1月に国の機関との連携、平成29年7月に各市町村との連携が始まるとの答弁がありました。また、地方公共団体情報システム機構の事務と市役所の総合窓口課で取り扱う事務との違いについて質疑がなされ、市執行部からは、地方公共団体情報システム機構の事務として通知カードの印刷、発送、個人番号カードの作成、電子証明の作成を行う。それ以外の窓口での受け付けなどを牛久市が担当するとの答弁がありました。

議案第62号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、地方交付税のうち普通交付税の増額計上、基金繰入金については今補正予算を調製した結果、歳入超過となったことから、基金繰入金の財政調整基金繰入金に約1億3,000万円を積み戻しするものであります。

歳入の主なものとして、総務費のうち総務管理費は本庁舎のLED化工事費の計上及び財政調整基金への積立金の計上であります。

審査に当たり委員からは、シティプロモーションの非常勤職員の業務と委託事業の内容との関係、消防水利の整備について、DV被害者への個人番号発行について質疑がなされました。

執行部からは、シティプロモーションの非常勤職員の業務については、画像処理、ホームページ、フェイスブックの更新業務と委託事業の内容はシティプロモーションのホームページ作成であるとの答弁がありました。また、消防水利の整備については、田宮町地内に40トンの防火水槽を設置する。消火栓は震災時に給水経路が遮断されると使えなくなり、消火栓と防火水槽をバランスよく配置していきたい。次に、DV被害者が住民登録地以外に住んでいる場合

については、住民票のあるところに居所登録をすると、通知カードは居所地に届くようになるとの答弁がありました。

議員提出議案第11号は、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例についてであります。

本件は、公共用地の取得に際して、茨城県を初め県内32市のうち半数の16の自治体が、土地開発基金条例を廃止、または凍結しており、購入した土地について、事業化までにはかなりの時間を要する場合もある。「ムリ・ムラ・ムダ」のない市政運営を行うためにも、牛久市土地開発基金条例は廃止すべきとするものであります。

委員からは、議会がチェックできる体制にしていくことが必要であり、透明性を高めるためにもこの条例は廃止すべきであるとの意見がありました。また、公共用地先行取得事業特別会計や補助も使ってできることを執行部も検討されているところであるので、切りかえる形でこの条例は廃止すべきであるとの意見がありました。

議員提出議案第12号は、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例についてであります。

本件は、現在の政治倫理条例は、執行機関である市長と議決機関である市議会議員を同一視したもので、二代表制の観点から分離するのが当然と考え、章を変えて分離し、全部を改正するものであります。

委員からは、今までの政治倫理条例の中で十分でなかった部分がこの条例の中で改められており、この問題は議員全員が考えていくべきである。この条例を土台として継続して審議していくべきであるとの意見がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件についての審査の結果、議案第59号、議案第60号及び議案第62号については賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議員提出議案第11号につきましては賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議員提出議案第12号につきましては賛成多数により継続審査と決し、議長宛て継続審査の申し出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、黒木教育民生常任委員長。

---

平成27年10月29日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会  
委員長 黒木 のぶ子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第61号	牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第62号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第65号	平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
意見書案第5号	教育予算の拡充を求める意見書	原案可決
決議案第9号	「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について	否決
請願第7号	ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願	不採択

〔教育民生常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○教育民生常任委員長（黒木のぶ子君） おはようございます。教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成27年10月16日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る10月26日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第61号は、牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市健康づくり推進協議会を組織する団体の一部に名称変更が生じたため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、牛久市健康づくり推進協議会の活動内容について質疑がなされ、市執行部からは、この協議会は市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するための協議会で、ことしは健康プラン21の見直しがあり、それについて審議を行っている。市民にアンケート調査をし、来年以降の増進計画を作成する予定であるとの答弁がありました。

議案第62号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金の国庫負担金は、私立幼稚園に対する運営費負担金等の増額、県支出金の県負担金は、私立幼稚園の運営費負担金の増額に伴う教育費県負担金の増額、県補助金の民生費県補助金は、安心こども支援事業費補助金等の増額であります。

歳出の主なものとして、民生費の児童福祉費については、牛久第二小学校に社会福祉協議会が運営する保育園を整備するための建設費補助金及び社会福祉協議会から牛久市に工事が受託される受託工事費等を計上するものです。

審査に当たり委員からは、エネルギー教育の対象者について、小学校での英語教育について質疑がなされ、市執行部からは、エネルギー教育の対象は市内小中学校全校となっている、英語教育については奥野小学校を中心に行っており、帰りの会の時間を利用しALTとの触れ合いを通して英語力及び英語を活用したコミュニケーション力の育成を行っているとの答弁がありました。

また、民間保育園の建設凍結について、グループホーム廃止の理由、牛久運動公園のリニューアルについて質疑がなされ、市執行部からは、今までは学校に保育園をつくる場合、別棟とか学校に配慮した構成となっていた。牛久第二小学校への設置は、学校と保育園の動線が一緒になることなど、教育にどのような影響があるかなど、十分な検討がなされたが、再度検証が必要である。グループホーム柏田長寿館は、介護職員が集まらない、入居者も減って新規の入居がなかったことで、平成26年10月31日をもって廃止ということです。また、牛久運動公園を維持管理する委託については、牛久運動公園のリニューアル及び拡張工事のスケジュールが本年度中にでき上がり、平成28年から平成30年まで計画設計、平成31年に国体を迎え、その後拡張工事等を含めての整備計画であるとの答弁がありました。

議案第65号は、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、一般職非常勤職員報酬の増額及び前年度の決算に伴う精算を行うものであり、実質収支額を前年度繰越金として歳入計上し、歳出に介護給付費準備基金への積み立て及び国・県等への返還を行うものであります。

審査に当たり委員からは、介護保険の今後5年後、10年後の推移について、前年度繰越金について質疑がなされました。

執行部からは、5年後の給付費の総額が約64億円、10年後については約87億円と見込んでいる。前年度繰越金については、元気な高齢者がふえて介護認定を受けてサービス提供を受ける方が少なく、また特別養護老人ホーム2カ所の開設が予定よりおくれ、給付費が少なかったため、余剰金として繰り越したとの答弁がありました。

意見書案第5号は、教育予算の拡充を求める意見書についてであります。

本件は、きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、東日本震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うことを強く求めるものであります。

決議案第9号は、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議についてであります。

本件は、議会として土地購入に関して出されている疑問点や答弁等の事実関係の調査、税金の流れを明確にし、調査報告をまとめるため、再度調査特別委員会設置を求めるものであります。

委員からは、3月の百条委員会が流会となり、議会への報告もできず中途半端に終わっており、再度調査特別委員会を設置すべきである。また、議会費を使って委員会を設置しておきながら、委員会報告の採択もできず議会の責任を果たしていないとの意見がありました。

請願第7号は、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願についてであります。

本件は、ひたち野地域への中学校の早期新設を強く求めるものであります。

委員からは、ひたち野地域への中学校建設は、この請願に沿った形で採択をして進めるべきであるとの意見がありました。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第61号は全会一致により、議案第62号及び議案第65号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第5号につきましては全会一致により可決すべきものと決し、決議案第9号につきましては賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号につきましては、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉産業建設常任委員長。

---

平成27年10月29日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 板 倉 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第58号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第62号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第63号	平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第64号	平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第66号	土地取得について	原案可決
議案第67号	土地取得について	原案可決
議案第68号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第69号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第70号	工事請負契約の締結について	原案可決
請願第5号	米価暴落対策の意見書を求める請願	不採択
請願第6号	T P P 交渉に関する請願	不採択

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成27年10月16日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る10月27日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第58号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであり、消費生活相談員の報酬額を改正するとともに、消費生活主任相談員の報酬額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、報酬額を改正するに至った経緯について質疑がなされ、市執行部からは、茨城県内の消費生活相談員の平均時給額が1,320円であるのに比べ、牛久市の消費生活相談員の時給額は1,250円と下回っているのが現状であるが、相談件数や相談内容を考慮すれば、県平均と同等の時給1,350円とするのが妥当と考えている。また、主任相談員については、県内の月額報酬の相談員のうち報酬額が上位のものを見ると、19万円台の後半から20万円であるのに対し、牛久市の相談員は実績やスキルとともに優秀な県内でもトップレベルであることを考慮して、月額20万円とする提案をしたとの答弁がありました。

議案第62号は、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、県支出金の農林水産業費県補助金においては、県の制度である畜産競争力強化対策整備事業等に対する補助金の計上であり、歳出の主なものとして、土木費の都市計画費は、市内公園の防犯カメラの設置工事費の計上であります。

審査に当たり委員からは、農林水産業費県補助金により行われる事業の内容について質疑がなされ、市執行部からは、畜産競争力強化対策整備事業は、畜産農家とそれ以外の農家及び企業などでつくられたクラスター計画に基づいて行われる事業であり、市内の養豚業者で繁殖用の豚舎3棟、飼料原料保管棟1棟、曝気槽、木質バイオマスのボイラーなどを整備するための事業費であるとの答弁がありました。

また、農地中間管理事業の進捗状況についての質疑に対し、市執行部からは、南部地区、島田地区、女化地区の3地区において事業を推進しているが、補助金の減額も考えられることから、御協力いただける農家については、なるべく早い時期に農地利用の集積集約化などの推進をしていく考えであるとの答弁がありました。

議案第63号は、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であり、前年度の実質収支額の確定に伴う繰越金の減額、及び歳出において第8岡見地区内の公共下水道未整備地域に污水管渠を布設するための事業費の計上であり、その財源として、国庫補助金及び一般会計繰入金を計上するものです。

議案第64号は、平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）であり、青果市場運営費の増額を行うもので、その財源として青果市場財政調整基金からの繰り入れを行うものです。

議案第66号は、土地取得についてであり、牛久運動公園敷地の賃貸人から、賃借人である牛久市に対して売却の申し出があったため、借地している土地の一部を取得するものです。

審査に当たり委員からは、賃貸人に相続が発生した場合は、市に対して買い取りを求めるなどの取り決めがあるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、相続が発生した際には市にお声をかけていただく内容も借地契約の中に含まれているとの答弁がありました。

議案第67号は、土地取得についてであり、牛久運動公園の駐車場を拡張整備するため、用地を取得するものです。

審査に当たり委員からは、駐車場を拡張整備する近隣には保育園があることから、それらに配慮した進入路の整備を考えているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、周辺の住宅や保育園に危険が伴わないよう牛久運動公園の駐車場の中からスロープなどでアプローチできるようにしたいと考えているが、工事内容の詳細については、補正予算がついた後の実施設計において検討していくとの答弁がありました。

議案第68号は、工事請負契約の締結についてであり、柏田第一雨水幹線管渠布設工事について、工事請負契約を締結するものです。

審査に当たり委員からは、地盤改良のために使用する改良剤と水質検査や住民説明会の実施について質疑がなされ、市執行部からは、流域下水道工事で行われた地盤改良では、ガラス系薬液注入工法を採用していたが、その当時、水質に問題などが発生したことから、牛久市発注の工事については、セメント系の固化剤を使用した高圧噴射攪拌工法により地盤改良を行っている。この工法は改良部分の土を削るとともに、その土を地表に排出させながら施工するために施工範囲の外側に改良剤が拡散することがないことから地下水への影響がなく、水質検査も義務づけられていないが、今回の工事については、念のため周辺の水質検査を実施する。また、住民説明会の実施については、行政区から回覧による周知で足りるという回答をいただいているが、周辺にお住まいの方々、店舗等へは業者を含め、担当職員から説明を行っていくとの答弁がありました。

議案第69号は、工事請負契約の締結についてであり、田宮地区雨水管渠布設工事について、工事請負契約を締結するものです。

議案第70号は、工事請負契約の締結についてであり、稼働開始から16年を経過している牛久クリーンセンターごみ焼却施設について、設備の老朽化が進んでいることから、ごみ焼却施設の延命を図るための工事請負契約を締結するものです。

審査に当たり委員からは、焼却の際に発生する余熱利用の状況と補助金との関係について質疑がなされ、市執行部からは、今回の工事について環境省から補助金を受けるに当たり、余熱利用をしなければならないというのは必要十分条件ではなく、余熱利用を図った場合も補助の対象となるということである。クリーンセンターでの現在の余熱利用は発生熱量の約65%から70%をリサイクルプラザの暖房やクリーンセンター内の給湯、煙突の白煙防止として利用



している。利用できる余熱は残り30%から35%しかないことから、それ以上の余熱利用は考えていないとの答弁がありました。

また、クリーンセンターの建物自体の耐用年数をどのように設定し、耐震補強や修繕の計画についてはどのように考えているかとの質疑に対し、市執行部からは、建物自体は鉄筋コンクリートづくりで、一部屋根の部分が鉄骨づくりであり、耐用年数は50年と考えている。現在、16年以上が経過しており、東日本大震災も経験しているが、補修を必要とする亀裂等は発見されていない。経過年数によって行わなくてはならない防水工事などについては、今後の計画の中に盛り込んでいくとの答弁がありました。

請願第5号は、米価暴落対策の意見書を求める請願であり、米穀の需給調整により米価の回復を図り、農家の経営安定対策をとることに加え、平成30年産米からの生産調整廃止方針とTPP交渉における米国・豪州産米の輸入特別枠の合意の撤回を求めるものです。

審査に当たり委員からは、市場に流通している5キログラムの米価は1,000円を割っている状況では農業を継続するのは困難であり、日本の農業は危機的状況にあると言えることから、本件を意見書として国に提出したい考えであるとの意見がありました。

請願第6号は、TPP交渉に関する請願であり、日米2国間協議での合意内容を公表し、国会決議に違反する場合は撤回することや、TPP交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退を求めるものです。

審査に当たり委員からは、アメリカの主導でTPP交渉が進められてきたが、日本の農業は外国の農業と比べ、山地が多い国土条件や家族経営が中心となっていることを考えると条件的に不利であり、日本の農業を守るためにもTPP交渉から撤退するべきとの意見がありました。

また、委員からは、TPP交渉は農業だけの問題ではなく、商工業に関するものも含まれており、日本がTPP交渉から撤退すれば、日本が世界から取り残されることになりかねない。これを契機にして、日本の農業も持続可能な経営に向かっていくべきであるとの討論がありました。

その他、委員からは、TPP交渉に参加している国は世界的に見れば一部であり、むしろ少数派である。日本において遺伝子組み換え作物の輸入は制限されているが、TPP交渉に参加することにより、その制限が突破されてしまう危険性があるほか、医療、保険制度などさまざまな分野で影響していくので、適切な対応をとるべきとの討論もありました。

以上、11件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第58号、議案第63号及び議案第64号、議案第66号ないし議案第70号は全会一致により、議案第62号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第5号及び請願第6号については、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉決算特別委員長。

平成27年10月29日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 板倉 香

#### 決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
認定第1号	平成26年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認 定

〔決算特別委員長板倉 香君登壇〕

○決算特別委員長（板倉 香君） 決算特別委員会委員長審査報告。

平成27年10月16日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号、平成26年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、以上1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る10月8日、19日、21日、22日の4日間にわたり委員会を開催し、19日に上町ふれあい保育園、牛久南中学校及び中根小学校の現地視察を行うとともに、19日、21日、22日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、人事部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、人口減

少、高齢化、社会保障費が増大する中であって、市民ニーズに対応できるような行政サービスを適切に展開していくためには、安定した財政基盤が求められることを踏まえ、将来の財政運営をどのように考えているかとの質疑がなされ、市執行部からは、限られた最小の経費で最大の行政サービスを展開するというのが大きな目標であり、今後行うべき投資事業があれば、その事業を行いながら歳入をふやすとともに歳出をできるだけ効率よく減らし、施設の統合や事業の合理化などにより経費を捻出し、行うべき事業に資金を充てることで行政サービスを維持していく考えであるとの答弁がありました。

また、委員からは、コミュニティFM放送の開始や、フェイスブックの牛久市シティプロモーションのページが開設される中で、AMラジオ放送の継続についてどのように考えるかとの質疑がなされ、市執行部からは、AM放送を開始した当時はコミュニティFMを放送するための電波にあきがなかったとの理由から、イベント情報や災害発生時の放送をするためにAM放送局と契約を締結したものである。コミュニティFM放送のエリアは限定的なものであることから、エリア外の市民に対する放送効果や放送経費なども勘案しながら今後のAM放送の継続について検討していきたいとの答弁がありました。

その他、戦略的広報紙を発行する必要性について質疑がなされました。市執行部からは、折々のタイミングで広報うしくでは伝え切れない情報について発行してきており、市民に向かって判断の根拠となる市政のありようを伝えるための広報予算は、どれくらいまでが適正という判断は難しいが、このタイミングにおいて市民に広く、そして目を引くような情報の提供が必要であったという判断がその当時あったとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、ひたち野地区の中学校建設に関する教育委員会発行の広報の必要性和、そこに示されている建設費等の内容について質疑がなされ、市執行部からは、初期の広報には中学校建設費として54億円という金額を示していたが、これはひたち野うしく小学校の建設費をもとに計算した概算の中学校建設費を示したものであり、その後、プールの建設費などを除いて調整した建設費が45億円は必要となることは議会で説明しておりますが、それをお知らせする広報は発行していません。広報の必要性については、その当時は下根中学校の増築をするというスケジュールを組んでいたため、下根中学校のグラウンド拡張に関する補正予算が成立しないことには事業が頓挫してしまうとの理由から、緊急にお知らせする必要があったとの答弁がありました。

また、市内体育施設の管理業務についてNPO法人に委託しているが、委託料が高額ではないかと、そしてなぜ指定管理としなかったのかとの質疑に対し、市執行部からは、当初契約を締結する際にプロポーザル方式によって審査の上、委託業者を決定しており、その後も特に問題なく業務が良好に履行されていることから、随意契約により委託契約をしている。随意契約

に当たっては、牛久市が設計した金額と比較してNPO法人が提示した金額のほうが低い金額での契約としているが、今後については随意契約とせずに指定管理に向けて準備を進めていく考えであるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、小学校区ごとに設けられている地区社協の有効性についての質疑がなされ、市執行部からは、岡田小学校区の全ての行政区が見守り支援の1対1の体制を整備したことは地区社協で取り組んできた大きな成果であると認識している。ひたち野うしく小学校区のように行政区として間もない地区では、福祉の向上や市民とのつながりをつくっていく上で地区社協が有効であると考えているとの答弁がありました。

次に、環境部、経済部、建設部等所管について委員からは、刈谷地区で行われている生ごみ堆肥化事業について、事業経費削減策や他地区への拡大計画などの検討をしているかとの質疑がなされ、市執行部からは、生ごみの収集方法については多くの経費を要しているため、収集に要するコスト削減を行っているが、平成26年度の全体経費は25年度に比べて増加している。他地区への拡大については、堆肥化処理業者の処理能力に限りがあるため、他地区への拡大は難しいことから、今後は、地元で小規模な生ごみ堆肥化が可能で、かつ循環できる仕組みづくりを考えていく必要があるとの答弁がありました。

また、下町緑地整備の進捗状況と今後の計画についての質疑がなされ、市執行部からは、3万2,017平方メートルの整備を予定しているが、既に全体の33%に当たる1万842平方メートルの用地が取得済みである。今後は、前年度に取得した一部の用地について工事を行い、平成28年度、29年度と引き続き用地の取得と工事を進め、平成29年度までに調整池としての機能を確保した後、調整池に雨水を引き込むための雨水管を整備していく計画であるとの答弁がありました。

その他、ハートフルクーポン券事業では、一部の店舗に利用実績額が偏っているのではないかと、また利用実績を見ると食料品と燃料がほとんどであり、その中でも食料品購入者はクーポン券の利用が可能な大型店へ流れる傾向があることから、本来の目的である地元商店の活性化につながっているのかとの質疑に対し、市執行部からは、牛久駅前の大型店は、牛久駅西口の再開発事業で誘致した事業者であり、もしも撤退となれば経済的損失のほかに駅前の空洞化も危惧されることから、利用実績額に偏りがあることも御理解いただきたい。市外へ消費の流出防止、消費喚起や購買意欲を高揚する効果などの当事業が地元商店の活性化につながっているとの答弁がありました。

次に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、国保の被保険者が減少した理由についての質疑がなされ、市執行部からは、平成26年度、25年度と比較して、被保険者が300人以上減少しているが、その主な理由としては、社会保険から国保へ加入す

る人が年度末比較で42人減少している一方で、国保から社会保険へ加入する人が238人増加している。これは景気が上昇基調にあることにより、社会保険に加入する人がふえたためであるとの答弁がありました。

最後に、市内体育施設の管理業委託契約が長期にわたり特定のNPO法人と随意契約により行われていること、うしくグリーンファーム株式会社が阿見町地内の土地を購入したこと、ひたち野うしく地区への中学校新設の要望に対して、子供の教育よりも財政面を強調した教育委員会発行の広報など、税金の使い方に疑問があることから、本件について反対するとの討論がありました。

付託されました認定第1号は、審査の結果、内容適切なものと認め、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告終わります。

**○議長（市川圭一君）** 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（市川圭一君）** 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時15分開議

**○議長（市川圭一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

**○17番（鈴木かずみ君）** 反対討論。まず、議案第59号、60号、62号に共通するマイナンバー制度に関連する議案に反対します。

マイナンバーは日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで全員に12桁の番号をつけ、国が管理し税や社会保障の手続などで使用する仕組みです。現在は、年金や税金、住民票などの個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を1本に結びつけることが可能になります。

行政側からすれば、国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にと

っては、分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れ出せば、悪用され個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなります。

10月からの番号通知後、来年1月から税務事務、雇用保険などの事務で使用する計画です。顔写真入りの個人番号カードを希望者に発行し身分証明書として使えると、便利さを売り込んでいますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報の保護にとってマイナスだという指摘もされているところです。

改正法では、健診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど、民間分野へ拡大することを盛り込みました。範囲を広げるほど情報漏れのリスクは高まります。内閣府の最新の世論調査では、マイナンバーを知らない人が半数以上です。日本年金機構から125万件もの情報が流出するなどから、情報保護に不安を感じる人もふえています。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民に何の不利益もありません。マイナンバー制度の実施に反対を表明する首長もふえています。マイナンバー実施のための条例改正、補正予算に強く反対します。

次に、議案第65号、介護保険事業特別会計補正予算については、基金積立金に4億2,551万1,000円を積み立てるものです。3月議会では、第6期改定が行われ、保険料の値上げは基準額4,400円を4,800円にし、最高で年8,400円の値上げになり、第9所得段階では10万800円に引き上げられました。私どもは、第5期の基金残高が約5億6,944万円あり、そのうちの2億円を取り崩す修正案を提案しましたが、否決されました。今回補正予算で4億2,551万1,000円を基金に積み立て、基金残高は約10億円に達することになります。このような見通しはついてははずです。第1号被保険者に還元するか、もしくは保険料の引き下げに充てるべきでした。

このような市民の負担増と制度改悪に伴う、これまでの利用が抑えられてきているなどから、介護保険制度そのものへの不満や不信感が生まれてきている状況にあります。このような状況から、市民への負担増はするべきではなかったと判断し、反対をするものです。

次に、認定第1号、平成26年度決算認定についてです。平成26年度の一般会計、各特別会計を合わせた歳入総額は約423億円、歳出総額は約403億円、前年比で約5%の減となっています。なお、一般会計では歳入約250億円、歳出約244億円で、歳入6.4%、歳出5.8%の減少となっています。一般会計における実質収支は9億1,363万円であり、おおむね良好と判断できます。

決算特別委員会においては、NPOに対する契約について審議が行われました。特に日本スポーツ振興協会については、債務負担行為での随意契約が9年という長期にわたって7億円を超え、さらに27年度から5年間、5億8,800万円の随意契約が既に交わされています。

随意契約であることから議会にも見えづらく、なぜ指定管理にできなかったのか、または透明性のある一般競争入札にできなかったのか、前市長との癒着が見え隠れし、税金の使い方に大きな疑問が残ります。同時に、各種法人ではないNPOとの契約については、適切であるかどうか見直しも含めて検証が必要であります。

また、グリーンファームが取得した阿見町の土地購入には市の税金4,000万円が投入されたこと、ハートフルクーポン券は6億円の取扱高、地域の商店の振興に本当に役に立っているのか、一部への恩恵が大きいのではないかと、検証するため、決算委員会においても取り扱う上位10社の業者名を議会に公表することが求められました。しかし、個人情報等との理由で公表は控えられています。これまで議会では、地権者情報の提供が行われており、議会への情報提供は何ら問題がないものと判断し、速やかな公表を求めるものです。

教育委員会においては、ひたち野うしく地域への中学校新設を要望する市民要望や議会への請願が相次いだ年度でした。教育委員会が子供の教育よりも財政面を余りにも強調したチラシを50万円もかけて3回にわたって全戸配布しました。税金の使い方が市民要望を抑えるために使われたとしか言いようのないことであり、市民の怒りを買った大きな問題となりました。

これらどれをとっても、前市長の強い指示のもとに実施されたと判断せざるを得ません。担当者が意見を述べることさえできなかった強権的体質のもとに行われてきたことが、決算審査に当たってもうかがわれました。いみじくも監査委員からは、市民の税金を扱う点から、正しく集め、正しく使うことが今ほど重要なことはないと話されたことは印象的です。

また、26年度決算において、市民要望が実現した部分もあり、決算全てに反対するものではありませんが、前市長の税金の使われ方に公平性・透明性を見ることは難しく、決算認定に反対をするものです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 決議案第9号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議に対する賛成討論。

小坂城址の土地購入について、まず認識しておくべき事柄は、前回の調査特別委員会が調査報告書を採択できずに流会となってしまったために、この問題は未解決であるということです。

この件については、10月26日に開催された教育民生常任委員会においてもやりとりがあり、同委員会の委員である市川議長及び尾野副議長に対して、前回の調査特別委員会の最終日の欠席理由等にかかわる質問が行われましたが、市川議長については父親の体調不良のためと

の欠席理由が事務局を通じて委員長に届け出がなされたものの、尾野副議長については本人の体調不良との欠席理由の届け出が行われず、無断欠席であった事実が判明したのであります。

一方、調査特別委員会の設置そのものに関する正副議長の主張は、市川議長が執行部で第三者委員会を立ち上げて究明するので必要はないと主張したのに続いて、尾野副議長の主張も検察が不起訴処分にした以上、調査は不要であるというものでありましたが、検察の不起訴処分について留意すべきことは、不起訴になった理由であります。すなわち、小坂城址にかかわる土地購入について背任の疑いで告発された前市長を水戸地方検察庁が不起訴にした理由は、公文書に記載されている限り、嫌疑不十分というものであって、決して疑いがなかったわけではないのであります。

ところで、調査特別委員会の設置に関する正副議長の主張は、議会が二元代表制の一翼を担う独立の機関であり、その主な役割は税金の使途に関する執行部等のチェック機関であるという地方自治法の趣旨及び目的を全く理解していないことに起因すると考えられますが、正副議長の主張は議会の役割をみずから放棄するに等しいと思えることから、ややもすると議会不要論に発展するおそれがあると言わざるを得ないのであります。

それゆえ、牛久市議会としては、小坂城址土地購入について再度調査特別委員会を設置し、果たして税金の使途が適正であったのかどうかを検証し、その上で委員会報告書を採用して市民に報告する義務があると判断をいたします。

したがって、本決議案には賛成であります。議員各位の良識に期待し、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 静粛をお願いします。

次に、原案反対の方の発言を許します。11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 決議案第9号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について、反対の討論を行います。

小坂城の土地は、バブル崩壊時、国際自動車株式会社が当時所有していた常陸台カントリークラブ、現在のイーグルポイントゴルフクラブのほか、牛久市内の土地3カ所を経営再建のため緊急処分をしたとき、サンヨーホーム株式会社に売却された、その所有権移転手続の中で、小坂城跡の物件のみ公払法、国土法の手続が必要であったとのこと。

1、公払法の手続において、買い取り希望の有無の決裁権限は、当時、建設部長にあり、前市長は決裁権限においても実際の事務処理上も一切関与していない。

2、公払法の手続時、売買価格が500万円であって、6倍以上の価格で牛久市が購入したと流布されているが、サンヨーホーム株式会社の資料によると、1、牛久市さくら台3丁目の



土地4, 192平方メートル、2、牛久市栄町3丁目の土地891平方メートル、3、牛久市小坂城跡の土地1万9,577平方メートル、ただいま説明した3物件の一括売買契約であり、総額6,000万円を超える金額となっています。

その3物件の価格の割り振りは、サンヨーホーム株式会社はその当時の経営上の判断により決定されたとのことで、1、牛久市さくら台3丁目の土地4,192平方メートル、2、牛久市栄町3丁目の土地891平方メートルの物件が先に売却され、6,000万円を超える金額のうち、残金が500万円になったと聞いております。

このことは、牛久市の議会の一般質問に対する杉森議員への答弁の中でも触れられております。牛久市が購入した小坂城跡価格は、平成18年、1平方メートル当たり3,240円、茨城県が国道408号線の拡幅時に小坂城跡の一部を購入したときの単価は、昭和51年、1平方メートル当たり3,245円でした。市の購入単価を含め、小坂城跡公園整備事業についての会計検査院の監査においても何ら指摘はなかったと聞いております。

今回の百条委員会の調査対象は前市長の個人の責任の有無についてということになるかと思いますが、前市長が関与していない事務について前市長個人の責任の有無を調査することは、地方公共団体の事務に当たらないと思われます。また、価格的にも茨城県の購入価格と比較しても妥当な金額と思います。

よって、百条委員会の設置に反対します。同僚議員の賛同をお願いして討論を終わります。

**○議長（市川圭一君）** 議場内に申します。静粛をお願いいたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

**○16番（遠藤憲子君）** それでは、賛成討論を行います。

まず、請願第5号、米価暴落対策の意見書を求める請願についてです。

新米がスーパーなどの店頭に並び、本来ならば秋の収穫を喜んで迎えたいと多くの農業者は心から願っています。ところが、米の値段がスーパーでの小売価格5キロ1,000円以下と、ペットボトルよりも安く、これでは米つくって飯食えないと、農家の悲鳴が聞こえてきます。

27年産米のJAの概算金は、昨年より若干上がったものの、このような価格ではどんなに経営努力をしても、経営は維持できません。そのしわ寄せは大規模経営や集落営農組織等の担い手の経営にも影響しています。

政府は、農業関係者の米価対策を求める世論に押されて、融資やコスト削減の助成を打ち出しましたが、米価暴落の対策は打ち出さず、需給については市場任せを公言しています。さらに、26年度から直接支払交付金、10アール当たり1万5,000円が7,500円となり、30年には廃止になります。米価変動補填交付金も一部緩和措置がありますが、原則廃止、来

年度以降は完全廃止となります。また、30年産米からの生産調整廃止方針によって市場任せとなり、需給と価格は一層不安定なものになるうとしています。

農家経営を安定させる対策は急務であります。国の米政策に対して政府が需給と価格安定に責任を持つよう強く求めます。

次に、請願第6号、TPP交渉に関する請願です。

TPPの大筋合意について、消費者の暮らしを豊かにするもので、還元しているかのように報道されていますが、TPP交渉が最終合意したわけでもなく、決着済みでもありません。安倍政権は、早期妥結を最優先に、アメリカへの譲歩を繰り返しました。米では、アメリカやオーストラリアに特別枠を設定して輸入を大幅にふやす、酪農製品の輸入拡大のために輸入枠を設定する、牛肉・豚肉の関税を大幅に引き下げ廃止するなどされています。どれをとっても重要品目の聖域は守るとしてきた公約を公然と投げ捨てたこととなります。

その一方で、自動車の関税は、日本は無税であるのに、アメリカは今回の合意でも関税撤廃の時期をTPPの完全交渉で最も遅くするとしています。今回の大筋合意の内容は、地域経済、雇用、農業、医療、保険、食品安全、知的財産など、国民の生活・営業に密接にかかわる分野であり、日本国民の利益と経済主権をアメリカや他国籍企業に売り渡すものとなり、断じて容認できません。

安倍政権は大筋合意を発表しましたが、これから3カ国では協定文書の作成と、その調印、さらに各国の批准、国会承認が必要となります。公開された協定概要によれば、TPPの発効条件として、3カ国が正式の協定文書に署名してから2年以内に議会承認が得られない場合、3カ国のGDP、国内総生産総額の85%を占める6カ国以上の批准で国内手続が済めば発効するというものになっています。

通常の国際協定は、WTO、世界貿易機関協定を含めて、調印国の過半数、あるいは3分の2以上が批准すれば発効することになっており、GDP条項が盛り込まれることは全くの異例と言えます。これは異論を唱える経済規模の小さい国に圧力をかけることを狙ったもので、アメリカ・日本主導の協定の枠組みを鮮明にし、日本が提案しました。アメリカのGDP比率は60.4%、日本は17.7%、合計では78.1%となります。つまりTPPの協定は、アメリカか日本の議会のどちらかが否決をすれば成立しない、または日本・アメリカの2国だけの批准でも成立しないこととなります。

さらに、アメリカ議会では、TPP否決の可能性も出ています。オバマ大統領自身、来年の選挙を控え、政治的にも影響が出ています。最も有力候補のクリントン候補が大筋合意を受けて、アメリカの雇用創出や賃上げ、安全保障の促進につながるような高い水準に達していない、また、為替操作への対策がTPP合意に含まれていないと、不支持を表明しました。アメリカ

議会からは、為替操作に対する規制や日本・カナダなどの農産物市場開放、環境、人権などの課題で再交渉を要求する声が強まっています。

また、カナダも19日の総選挙により政権交代が行われ、トルドー党首は合意内容を検討したいと述べ、議会の構成次第では、TPP承認に影響が出るのではないかとされています。

これから最終の協定内容が出されますが、国民の食と安全を脅かし、日本経済と暮らしに深刻な影響を及ぼすTPP交渉は、国会決議にも違反します。TPP協定文書の作成作業から撤退し、調印を中止することを強く求めます。

次に、請願第7号、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願についてです。

市長の公約でもあるひたち野地域に中学校の早期建設は、ひたち野地域に住む市民の切実な願いでもあります。今回の市長選挙の争点の1つが中学校の建設でもありました。市長が用地を決め、用地が決定したら、市民との話し合いを進め、下根中学校の増築方針については一旦白紙に戻すとしています。市長の公約でもあるひたち野地域に中学校の建設の請願を否決することは、市長に対する不信任にも値することになります。市民の願いを実現すること、そのために議会の見識が問われることになります。

次に、議員提案第12号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例についてです。

現在の政治倫理条例は、市長と議員も同一の条例であり、執行機関と議決機関の二代表制の観点から、分けるべきと考えます。

議員提案第12号は、3月議会で指摘をされた部分の修正、請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項等も同等としています。今までに議員提案を続け、不十分ながら議員全員の合意に向け、議会としての姿勢を正してきた経緯から、今回否決をした場合、最初から練り上げていかなければなりません。中根議員から質疑もありましたが、今までの議論が無になってしまうことだけでなく、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならないのは当然です。

そのようなことを避けるためにも、継続審査にして議員提案第12号を土台として議論を進めていくべきと、総務常任委員会から継続審査の申し出がありました。市民の負託に応えるためにも必要な改正です。

以上、請願第5号、6号、7号、議員提案第12号に対する賛成討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、議案第59号、牛久市税条例等の一部を改正する条例について、議案第60号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、以上2つの議

案について反対の立場から討論を行います。

これらの条例改正は、ともにナンバー制度導入による条例改正であります。マイナンバー制度は着々と進められ、現在は国民一人一人に付された個人番号が各世帯に郵送される状況となっています。こうした段階にあつては、個人番号の利用や個人番号のカードの発行について、市町村は条例を改正しなければならないことから、この2議案の議会提出については理解をしています。

しかしながら、マイナンバー制度の導入について反対し、導入にかかわる予算計上にも反対してきた立場から、今議会に提出された議案に対しても反対するものであります。

マイナンバー制度は、導入が決まって以降も制度のメリット・デメリット双方にさまざまな議論が続いております。現在の番号法では、社会保障分野、税分野、災害対策分野に限定されています。しかしながら、9月3日の衆議院では、番号法の改正が可決され、番号法の利用範囲が施行日以降3年をめどに、銀行口座、特定健康診査、予防接種記録等のひもつきに拡大し、今後とも分野や利用機関の拡大が図られていくものと想定されています。

利用の拡大とともに懸念されるのが、情報の漏えい、情報の外部流出であります。この情報の漏えい、セキュリティに関しては、政府、行政側にも不正を働く者がいる、あるいは管理を間違いが発生するという大前提で住民データの取り扱いについて徹底的な運用、技術上の討論がもっとなされるべきであります。

こうした問題のとき思うのは、制度設計が性善説に立ってなされていることです。システム管理側、すなわち政府、行政側にも性善説ではなく、性悪説を適用して設計しなければ、国民の信頼を得ることはできないのではないのでしょうか。利用の拡大とともに情報漏えいなどによるなりすましなどの問題の危険性も拡大していくように思えてなりません。

マイナンバー制度の導入は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民の負担軽減と利便性向上など、行政の効率化が図られるとされています。また、個人・法人にとって、行政の手続が簡素化して手間が省けるようになり、個人の所得を正確に把握して不正な社会保障の給付や税の申告漏れを防ぐことにつながるとされています。

しかし、これらのためのシステム導入コストは、初期投資でおよそ2,700億円、メンテナンスコストとして毎年300億円程度が見込まれております。さらに、セキュリティ対策などで波及効果が1兆円規模に上るとされています。行政の事務削減、脱税の防止、不正受給の防止などの効果が出ないと、無駄な、これらは無駄な投資になってしまうと危惧してやみません。

以上のような疑問点からも、反対をせざるを得ないと思っております。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番長田麻美君。

〔5番長田麻美君登壇〕

○5番（長田麻美君） 請願7号、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願に対する賛成討論をさせていただきます。

皆様も御承知のように、ひたち野地区は牛久市の中で唯一と言ってもいいくらい人口が増加している地域です。そして、この地域に越してくる方々は、ひたち野地域には中学校が整備されるという都市再生機構のパンフレットや牛久市の都市計画を信頼しております。実際に数年前、私もひたち野うしく駅周辺のマンションなどを何件か見させていただいた際、今後小学校に続き中学校も新設予定だと販売会社等からお話を伺いました。

子育て世代は、家から小中学校までの距離を大変重要視して物件探しをするものです。新しい小学校、中学校ができるならと住まいを決められた方もおられると思います。そのことは、ひたち野地区においては、4月に実施された市議会議員選挙の投票率よりも、今回の市長選挙の投票率がおよそ7%も高かったことに反映されていると思われませんが、このような市民の信頼や期待を裏切ることはできません。

また、今までは限られた教育予算の中で、ひたち野地区に新たに中学校を新設してしまうと、他の市内小中学校に今までの予算が回らないのではないかという懸念がありましたが、根本市長と教育課にお話を伺ったところ、市内各小中学校の教育や改築の予算など減らすことなく、今後は教育予算を増額し、ひたち野地区に中学校を新設していくというお考えでございました。

私自身も根本市長と同様、同世代の子供を持つ母親の立場として、教育行政への投資は優先されるべきであり、さらに通学の時間や距離が減ることは、交通安全対策や防犯対策にも大いにより影響があると考えております。

以上の理由から、私はこの請願には賛成の立場でございます。子育てしやすいまち日本一を目指す本市において、いま一度、これからの将来を担っていく子供たちの教育環境と安全を一番に考えていただき、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。12番守屋常雄君。

〔12番守屋常雄君登壇〕

○12番（守屋常雄君） 冒頭申し上げますけれども、私は根本市長は大好きでございますので、誤解のないようにお願いいたします。

創政クラブ、守屋常雄でございます。私はただいまより請願第7号、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願に対する反対意見を述べさせていただきます。

まず、私はこのようなまことに一方的な請願に対し、人一倍見識が高く良識のあるベテラン

の先生まで紹介欄に名前を連ねているのに、大変な絶望感を感じました。

まず、どこから平成30年4月に開校できるのか、理解に苦しさを得ません。また、教育委員会の人事刷新等をなぜ行わなければいけないのか。どこに人事異動を行わなければいけない理由があるのかなどなど、理解に苦しみ、到底納得のいかない記述の内容だと私は思います。思わず昔のソ連邦や北朝鮮などの粛清人事を連想してしまいます。

そんな考え方ではなく、もっと大事なことは、牛久市全体をにらんで、今後の中学校の予想される生徒数に応じた学校の配置や教室数などを早急に算定した中で、ひたち野うしく付近の中学校は増築で事足りるのか、それともやはり新設校が必要なのか、冷静に議論し、最も大切な市民のための財源などを勘案して決めていくべきだと思います。

なぜなら、一中学校の問題だけではありません。事は、牛久市の経営に及ぶ大事だと感じます。拙速に粗く物事を決めていくのではないと考えます。

創政クラブの一員として怒りに満ちた反対意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 議員提出議案第11号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

土地開発基金は、迅速な土地取得が可能になる、国の補助金が得られる、というメリットがあります。しかし、土地取得に関しては、公共用地先行取得事業特別会計という代替手段があるのであり、また国の補助金に関しましても、それはさも割引クーポンがあるから家族に相談しないまま高額な商品を買っているといったような状況にも似ているように思えます。

この牛久市土地開発基金に関しましては、無駄遣いにつながっているものと考え、私はこちらの基金に関しましては廃止すべきと考え、議員各位の賛同を期待しまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 土地開発基金条例を廃止する条例についての反対討論を行います。

土地開発基金は、事業用地の取得に際し、迅速な対応が可能となります。これまで公共工事の推進にそのメリットが生かされてきたところであり、県内の市町村では廃止または凍結の動きがある一方で、透明性を確保しながらルールにのっとり効果的に土地開発基金を活用している市町村も数多く存在いたします。

これまでの土地開発基金の使い方の問題で、存在自体をないものとしてしまう今回の廃止条

例は、基金本来が持つメリットを捨ててまでの性急な基金廃止はちゅうちょせざるを得ません。議論の焦点である土地開発基金の使い方、情報提供の仕方を検討し、市民誰もが望む透明性を確保することによって、まずはそのメリットを存続させることも必要と考えます。

今議会の提出の土地開発基金を廃止する条例には反対するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、議員提出議案第11号、土地開発基金条例を廃止する条例について、議員提出議案第12号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について、決議案第9号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について、請願第7号、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願について、以上の4点について賛成の立場から討論を行います。

これらの条例や決議案などは、これまでも幾度となく提出され、そのたびに賛成討論を行ってまいりました。それぞれに対しなかなか御理解をいただけない状況は何に起因するのか。新市長のもとで新たな体制が築かれようとする今もまだ反対に回られるとしたら、議会は会派間のセクト意識にとらわれた旧弊な体質であると市民に受けとめられかねないのではないのでしょうか。

それでは、まず議員提出議案第11号、土地開発基金条例を廃止する条例について。

土地開発基金条例の廃止をめぐるのは、一度廃止の決定がなされたものの、前市長の並々ならぬ思いで再議に付され、復活されるという経緯がありました。御存じのように、かつて地方自治体自身が大規模開発を進めるといった手法によるまちづくりをしていた時代、右肩上がりに土地の値段が上がっていた時代には、土地開発基金は一定の役割を果たしていたとは思いますが。

しかしながら、今はそれらのツケが塩漬けの土地として残り、一般会計の繰戻しに逆ざやが生ずる事態を引き起こしてもおります。土地を先買いするメリットはもう終わったのであります。むしろ議会の承認を受けずに用地の取得ができる土地開発基金は、その時々のおいづきの事業計画ができることで、行財政運営を非効率化させていると言えなくもないでしょう。

全国各地の自治体で土地開発公社の解散や土地開発基金の廃止が行われていることから見てもわかるように、支障は出ないと思っております。

よって、健全な市政運営のためにも、土地開発基金条例を廃止すべきと考えます。

次に、議員提出議案第12号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例についてであります。

政治倫理の確立は、政治にかかわる人間にとって何よりも求められるものであります。前市長は事業執行に当たっては先駆的でスピード感を持って実施してきたとして、一部で評価する声が上がっていましたが、致命的な欠点は政治倫理の欠如でありました。私は政治を志す人間は、公共の福祉の向上に寄与するとの信念なくしては、その任に当たるべきではないと思っています。

政治倫理条例は市長等と議員がその職責を全うする上で必要な厳格なルールであります。これまでの政治倫理条例では、政治倫理の基準や請負契約等の遵守事項などの記述が曖昧だったり、政治倫理審査会の設置等の規定も明確でなかったりと、さまざまな点で不備が見受けられ、改正の必要に迫られております。

しかし、新市長の新たな体制がスタートした段階にあっては、もう少し検討の余地もあると思われ、総務常任委員会の委員長報告にあるように、継続審査とすることに賛成します。

次に、決議案第8号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議についてであります。

小坂城址土地購入に関しては、事件が報道されて以降、幾度となく設置を求める決議案や請願が議会に提出され続けてきました。この4月の市議会議員選挙では、税金を使って設置された委員会が、委員会の使命を何ら果たすこともなく終了してしまったことに多くの市民の方からお叱りを受けました。9月の市長選挙でも、疑惑を解明すると訴えた根本新市長が前市長の後継候補者を大きく引き離し当選されたことから、今もなお市民の関心の高さがうかがえる結果となりました。

今議会的一般質問でも多くの議員が根本市長に今後の対応を質問した結果、議会に百条委員会が設置されてもされなくても、市としては第三者委員会を設置し調査に当たると明確な答弁がありました。

こうした状況を鑑みると、議会は議会としての権限で調査特別委員会を設置しなければ、市民から寄せられる信頼は失墜するのではないかと思います。

しかし、この決議案審議を行う教育民生常任委員会の中で行われた委員の発言には失望をいたしました。ことし3月まで行われていた調査特別委員会で、3月30日流会となってしまった委員会への欠席の理由が体調不良によるもので、委員長に届けていなかったとの発言や、議会の調査特別委員会より執行部の第三者委員会の調査のほうが厳しいだろうから、それに委ねる方が妥当ではないかというような趣旨の発言があったことは、議員としての職責を放棄するもので、議員としての資質を欠くものではないかと深い憤りとともに失望を抱きました。

議会は議会としての職責を全うし、市民からの信頼を勝ち得るためにも、再度小坂城址土地購入問題と向き合い、調査を行い、市民に報告すべきものではないかと考えます。

最後に、請願第7号、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願についてであります。



この請願にある、ひたち野地域における中学校の新設問題もまた今回の市長選挙において争点となったものであります。中学校の新設を掲げた根本市長が当選されたことで、状況は大きく変わりました。今議会でも多くの議員が一般質問で取り上げましたが、この請願にもあるように、早期新設のため準備が進められていくものと確信しております。議会においては、民意に沿う形で請願を採択すべきものと考えます。

以上の4点について賛成の立場から討論をさせていただきました。議員各位におかれては、議員としての良識を示す意味でも御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、議案第59号、議案第60号、マイナンバー制度関連の議案について、反対討論をいたします。

現段階ですと、12桁のマイナンバーに導入される情報は、税、社会保障、災害対策ということで、所得情報で徴税の強化や社会保障等の不正受給の防止、そして行政においては事務の効率化が図られていくということは、全くの異論は私はありませんが、しかしながら一般質問で質問しましたように、今国会で成立したマイナンバー制度の改正法では、尿検査や血液検査などの医療情報さえも一元的に管理されることになります。

マイナンバー制度と個人情報保護法と一対として考えなければならないということではありますが、このようなプライバシーにかかわるプライバシー保護のあり方の個人情報保護法が改正され、変わってしまいました。保護法が改正される前には、利用目的については相当の関連性がある場合の範囲とされていたものが、改正法では「相当」という文言が削除され、また本人の同意も不要とされるので、個人情報の利用も拡大されることになっています。ですから、個人情報が消費行動さえも知ることが可能とされる消費税率の負担軽減策もマイナンバーに導入するとの議論がなされたのです。

そのような状況ですので、2021年には預金口座番号までも個人の同意なしでマイナンバーへ導入が義務化される予定と言われております。このように、マイナンバーへさまざまな個人情報を導入し、利用範囲が拡大すればするほど、想定される人為的ミスや日々進化するコンピューター技術に対しては予想不能、想定外の犯罪リスクが大変高まるということは、容易に想像できることです。

コンピューター技術に関して、先達としてアメリカの政府機関でさえもサイバー攻撃を受け、約400万人分の個人情報の流出があり、なりすまし詐欺が頻発している状況や、お隣、韓国でも昨年1月には、内部犯行による2,000万件の住民登録番号が流出するなど、このように諸外国においての実例でもおわかりのように、いかに情報流出防止のセキュリティー管理体制

制の強化を図られたとしても、このマイナンバー制度において国民の多くはサイバー攻撃が不安という方が85%、ネット犯罪がふえると考える人93.2%と、内閣府が8月29日に発表した世論調査の結果にも出ています。

このナンバー制度に対しては、誰もが犯罪に巻き込まれるリスクはあります。12桁に導入される個人情報がかつ流出した場合、市民生活が危機的状況となりかねません。

議員各位におかれましては、ぜひ議案第59号、議案第60号に反対して、市民の安全・安心の環境をつくるべきと考えます。議員各位の賛同を心からお願いいたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番柳井哲也君。

〔21番柳井哲也君登壇〕

○21番（柳井哲也君） 請願第7号、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願について、賛成討論をいたします。

ひたち野地区に中学校を新設すべきか否かについてさまざまな意見が交わされ、特に建設場所とか、いろんな話が出ていることは皆さんも御存じのことと思います。特に地区外の市民からは、後で用途変更することを前提に新設していくほど、牛久市の財政は余裕がないんじゃないかという意見も私は聞いております。その中で賛成討論をするわけですから、内容はきちっと示すべきであると考え、賛成討論をする次第でございます。

根本市長は、中学校新設について27億円の初期投資が必要であり、市債でやってまいりたい、そう述べておられます。市債はいずれ市民が納める税金で支払っていくしかありません。したがって、税収が増加しないまま建設経費を借金することは、極めて厳しいものがあります。学校をつくるのであれば、その財源確保の方法を事前に明確にすべき、示すべきと考えます。

私はこのことについて、これまで牛久の人口増加率が急降下することのないように、ひたち野地区に隣接する市街化調整区域の宅地化をすべきであると主張してきました。宅地化したところに転入してくる方々が納めてくれる市民税、固定資産税や都市計画税、軽自動車税なども含めまして、これを永久的に、半永久的に納めてくれるわけでありますが、これこそ税収増加分であり、新たに確保する財源であると言えると考えます。これを建設費に充てていくのであれば、全ての牛久市民の賛同を得られるものと確信しております。

ところで、岡田小学校や牛久高校は、中柏田のJA農協のほうから見ますと、小野川の向こうの高台にあります。同じように、中根小学校と下根中学校も竹の台やむつみ側から見ますと、小野川の向こう側にそびえ立っております。ひたち野に今度新設中学校、考えているわけですが、同じように高台にそびえるように建ち、通学区域の真ん中にそれも立地するところを選んでつくることができたら、地域の誇りになるものと確信しております。

宅建協会牛久支部の方によりますと、ひたち野に住まいを求める若い人たち、まだまだニーズはたくさんあると聞いております。そうであれば、牛久市の望ましい発展のために、都市計画の見直しを速やかに進めるべきものと考えます。牛久市が20年先、30年先と未来に向かって緩やかに人口がふえ続けていきますよう、知恵を出し、実現させていくことが、執行部と私たち市議会の仕事、政治そのものであると考えます。そして、そのまちづくりの中核的存在、中心的存在として、中学校の新設を位置づけていただきたい。市長のプロジェクトチームはそのような答えを必ず出してくれるものと期待をしております。

今回の請願は、私のこのような考えに沿うものであります。ちなみに、請願文中に、教育委員会の人事刷新についてありますけれども、先般行われました一般質問におきまして、紹介議員を代表して利根川議員が、この問題について人事刷新は行き過ぎである、しかし同じ教育委員会が今度は中学校をつくりますと急に言い出すのも唐突ではないかという質問がありました。そのことについて教育委員会は、しっかりとそれについては説明してまいりますと、傍聴席にそのとき請願者もいたように聞いております。そういうことでこのところは決着はついたものと私は感じております。

今回の請願について、議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 請願第7号、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願について、反対の立場から討論をいたします。

さきの市長選挙におきましては、ひたち野うしく地区への中学校建設が大きな争点となり、建設推進を公約とした根本市長が当選されました。そして、当選後の初の定例記者会見において、公約どおり下根中の校舎増築は取りやめ、新たな中学校をつくと表明されました。ですから、改めて190名余の市民の方の請願を受けるまでもなく、中学校新設に向けて市長のおっしゃるプロジェクトチームを中心に進めていくことになろうかと推測いたします。

しかしながら、請願に示されている平成30年4月の開校を目指した建築計画については、幾つかの疑義を持たざるを得ません。どの程度の規模の学校でどこの用地かも明らかにされておらず、財源も示されていない中、そのような中で、開校の時期だけを示しても、その工程が全く見えず、余りにも乱暴過ぎると言えましょう。

さらに、これからの10年間で10億円の税収が減っていくという状況のもとにあって、老朽化した小中学校の校舎改修と耐震対策は、中学校新設とは別に計画どおりに進めると市長は答弁されました。

しかし、その学校施設の整備に要する費用だけでも、5年間で約30億円に上ります。どれほどの負の遺産を将来の子供たちに負わせることになるのか、貴重な税金を広く平等に還元する意味において、多くの市民の賛同を得られるのかなど、さらに丁寧な対話を重ねることが必要なのではないのでしょうか。自分の近くだけを見るのではなく、ずっと遠くから、つまり総合的な見地から物事を捉えるという視点が、まちづくりにおいては欠かすことができません。

加えて、請願の中にある教育委員会の人事刷新を図るという文言についても、根拠が不明確であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第7条、職務上の義務違反もしくは委員たるに適しない非行があったと認める場合における罷免に該当するとも思えません。

以上のことから、この請願について反対をいたします。議員皆様の御賛同を心からお願いいたします。私の反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 今回の定例会において、各議員から賛成討論、反対討論、るありました。これまでになく、何の意見も言わず反対するよりは、活性化したかなというふうに見られます。しかしながら、憲法が定める地方自治の本旨、そしてまたそれに基づく地方自治体の運営とは何だかというものをもう少ししっかりと認識をしていただいで、討論に参加していただければと思います。また、百条委員会の何たるかもよく理解できていないように考えるわけでありませう。

議員提出議案第11号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例についてであります。これも反対討論があったわけですが、この土地開発基金というのはなぜできたのかというようなこともよく御理解をされていないようであります。これは終戦後、地方自治体として用地を購入するのが困難であったということで、国の主導で各地方自治体に設置をすることが通達であったものであります。

そして、またそれに基づいて牛久市は、牛久市の東部地区に工業団地をつくるという名目で土地開発公社というものを設置しました。まるで不動産屋みたいな土地の購入をしてきたわけですが、しかしこれが破綻をし、この土地開発公社は廃止されました。当然そのときに土地開発基金も廃止されるべきではあったのですが、議会の中でのその主張は通らず、現時点まで残っているということでありませう。

これらの観点から、土地開発基金に対する問題、執行部とは独立対等の関係にある議会には、その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定・議決する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の2つがあるところだす。市の最高責任者であり最高権力者でもある市長の運営する市政を監視しチェックするのは言うまでもなく、議会の役割であります。土

地開発基金を使つての小坂城址等の用地買収は、市政最大の疑惑となり、いまだ解決されていないのが現状であります。市民からは、議会は何をやっているのか、チェック機能が果たされていないと厳しい批判の声が寄せられております。まさに土地開発基金条例がもとになっていることでもあります。

前市長は、土地開発基金は議会に諮らずとも土地が買えるので、こんな便利なものはないと盛んに言っておりました。議会の議決は2,000万円以上、5,000平米以上が議決案件で、土地開発基金条例では2,000万円以下の不動産または動産、5,000平米以下の土地については議会にかけずに購入できるものとなっていることから、問題が起きてくるわけでもあります。

事後報告で、土地開発基金で購入した土地と地籍等が報告されるようになりましたが、購入の過程で何が行われているのか、本当に必要な計画に基づいた土地購入なのか、市民の目にはなかなかわからない。事後報告をもって透明性が図られているというのとはんでもない。何が透明性なのか、何が癒着の温床なのか、わかっていると言われていると言われております。

茨城県の条例は平成22年3月21日に廃止をしました。その理由は、基金活用による土地の取得が減少するなど、設置の必要性が希薄となったことから、茨城県土地開発基金を廃止するとしております。また、全国各地で廃止をされている事例は多々あります。その理由は、現在の行政において先行用地取得の必要性が薄れており、土地開発基金については所期の役割を終えたものとして、同基金を廃止する、これは愛知県の愛西市。近年、地価の下落傾向が続いており、土地を先行取得する効果が薄れていることから廃止すると、これは岩手県の北上市など、時代に合わず条例そのものが必要ないということでもあります。

近隣、利根町の基金廃止に伴う質疑では、現在の道路拡幅等で土地購入を行っておりますが、土地の不動産鑑定等を行って価値を決め、その都度購入するということもできますし、先行して買わなくても、現在は土地の確保は円滑にできておりますので、そういう目的はないということで、制度につきましても、もし必要であれば財政調整基金のほうを繰り入れたいまして土地の購入を行っていくということで、制度としては必要ないと、そのように考えておりますと、これは利根町の基金廃止に当たっての答弁であります。

全国、そして県内の状況と牛久市の現状は全く違うということなのでありましょか。土地代が牛久だけ上昇しているのか。そうまでして多くの土地を焦って買わなければならない理由がわかりません。委員会での担当者の説明でも、廃止したとしても特別会計で事業化できるとも説明されたと聞いております。

地方自治体の基本運営は、単独会計であり、総合計画や実施計画に基づいて運営されるのは周知の事実であります。事前計画のない土地購入はすべきではありません。したがって、その

必要性は認められないものであります。

土地開発基金条例は廃止すべきと判断し、市民に透明性の確保は最大限努力すべき問題であるとして、この条例については賛成であります。

続きまして、決議案第9号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議についてであります。

これも議員の皆さんの討論を聞いていると、百条委員会というのは何なのかというのをちょっと理解されていないのではないかというふうに思わざるを得ません。そして、また前市長云々ということも言われましたが、この決議案自体、前市長の問題云々は一言も触れていないわけであります。

そして、また前市長の後援会ですか、牛久再生プロジェクトの、配布をしましたチラシ、先ほど同僚議員からも取り上げられたようでありますが、検察庁は嫌疑不十分でこの問題については不起訴となったということをチラシで配布しました。しかし、これは非常に疑義を感じた方が多いようであります。嫌疑不十分とはどういうことか。疑いがあるけれども、その証拠がなかったということであります。検察庁自体、この小坂城址土地購入疑惑については、嫌疑はあると。しかし、証拠が不十分で不起訴になったわけであります。

この点を踏まえましても、市民はさらに疑惑の問題については解明をしてもらいたい、そして税金の流れをはっきりとしてもらいたいというものであります。この特別委員会設置の討論であります、何度も触れられております。

御承知のとおり、3月30日開かれる予定だった委員会は、委員のボイコットで成立できず流会となりました。その結果、委員会は自然消滅であります。議会は市政のチェック機能を果たすところであり、言論の府でもあります。次回日程と出欠を全議員に確認し、そして開催を決めたものであります。それを当日になってボイコットする、流会させ自然消滅させるということは、議員としての資質の問題も含め、責任は重大であると言わざるを得ません。

開会される予定だった委員会は、まとめなどを集約するため、そして次年度の委員会予算を決めるものであります。市の予算を使い、その結論を出さないままの終結は、予算・決算を審議する議会として、全く許される行為ではありません。多くの市民からは、なぜ中途半端に終わったのかと厳しい指摘を受けました。また、改選後、再度百条委員会は設置されるのだろうと期待もされております。もしこの決議案に反対をするということであれば、議会としてのチェック機能を全く放棄するものであります。

委員会の中で、根本市長は、議会が百条委員会を設置しなければ第三者委員会を設置しているの、議会での設置の必要性はないとしておりました。しかしながら、議会としての調査は伝家の宝刀とも言われる百条委員会であります。第三者委員会ではありません。議会としての役割を果たすためには、必ず必要な調査特別委員会であります。市民から議会への負託

を受けたこの調査を終結させるためにも、設置は必要であります。

今回の設置目的の大きな理由の1つは、百条委員会の調査報告を作成し、終結させるためのものであります。これが議会としての最低限の役割だと思います。採決は賛成か反対しかありません。もし判断できなければ、退席ということも考えられます。

市民の負託に応えるためにも、議会としてのチェック機能を果たすためにも、議員各位の思想・信条、党派・会派を超えた御賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。22番中根利兵衛君。

〔22番中根利兵衛君登壇〕

○22番（中根利兵衛君） 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、反対の討論を行います。

牛久市は現在、人口の増加や圏央道の開通など、大きく発展する地域にあります。今後も魅力あるまちづくりにさまざまな課題に取り組んでいく重要な時期を迎えております。

特に道路整備などの公共事業において、土地の取得は事業進捗の大きなウエートを占めており、これまでの牛久市における投資的事業の推進に、土地開発基金は大きな役割を担ってきております。

土地開発基金は、市民の要望や事業の推進に当たってスピーディーに事業用地が取得できること、また財政面においても効果的な国庫補助金を活用できるなど、事業のコストダウンが可能となり、議会や市民への情報提供を徹底し、透明性が確保されれば事業用地取得の最も有効な手段であることは明らかであります。

土地開発基金による土地取得の運用について透明性に欠ける問題点があれば、廃止の議論をする前に情報提供や情報開示のやり方を見直すなど、どのようにしたら土地開発基金を有効利用できるかの議論をまずすべきと考えます。

したがって、土地開発基金の存在そのものが問題ではないことを強く認識し、安易な条例の廃止に反対するものであります。議員各位の御賛同を心からお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号ないし議案第70号の13件、認定第1号の1件、議員提出議案第11号の1件、意見書案第5号の1件、決議案第9号の1件、請願第5号ないし請願第7号の3件、議員提出議案第12号の1件について、順次採決いたします。

まず、議案第58号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、牛久市税条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。（「議長、ちょっと休憩動議」の声あり）

休憩動議。

午後0時49分休憩

---

午後0時49分開議

○議長（市川圭一君） それでは、再開いたします。

次に、議案第61号、牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。



次に、議案第62号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、土地取得について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、土地取得について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成26年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議員提出議案第11号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第11号は否決されました。

次に、意見書案第5号、教育予算の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、意見書案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決議案第9号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、決議案第9号は否決されました。

次に、請願第5号、米価暴落対策の意見書を求める請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、請願第5号は不採択と決しました。

次に、請願第6号、T P P交渉に関する請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、請願第6号は不採択と決しました。

次に、請願第7号、ひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、請願第7号は採択と決しました。

次に、議員提出議案第12号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について、総務常任委員会委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。本案は委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第12号の継続審査は否

決されました。（「議長、18番、動議」の声あり）

18番利根川英雄君、自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明願います。

○18番（利根川英雄君） 市川議長及び尾野副議長に対する不信任決議案の提出をいたします。

○議長（市川圭一君） 賛同者はいますか。（「はい」の声あり）

所定の賛同者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は追ってお知らせいたします。

午後0時59分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま18番利根川英雄君ほか2名から、決議案第10号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第10号を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

この後、私は除斥されますので、議長席を副議長と交代いたします。

○副議長（尾野政子君） 追加日程第1、決議案第10号を議題といたします。

---

追加日程第1 決議案第10号 牛久市議会議長市川圭一君に対する不信任決議

○副議長（尾野政子君） それでは、地方自治法第117条の規定により、13番市川圭一君に退場を命じます。

〔13番市川圭一君退場〕

○副議長（尾野政子君） 提案者に提案理由の説明を求めます。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 牛久市議会議長市川圭一君に対する不信任決議（案）。

今議会に提案された「小坂城址土地購入疑惑に関する調査特別委員会の設置決議案」について、市川圭一議員は教育民生常任委員会での採決で反対をした。その理由は、今議会での審議の中で「根本市長が議会が、調査特別委員会を設置しなければ第三者委員会を設置する」から必要ないというものでありました。

御承知のように、第三者委員会は議会で設置するものではありません。議会での事件に対する事務調査は、地方自治法第98条及び100条に基づく調査特別委員会の設置であり、特に

いわゆる百条委員会は議会に与えられた伝家の宝刀とも言われている。百条委員会は、あくまでも議会が調査を行うために設置するものであり、罪を暴くものではありません。したがって、今回の決議も税金の流れを調査するものであります。

特に問題なのは、なぜこの決議案が提出されたかということである。それは御承知のとおり、本年3月30日の委員会が過半数に達せず流会になり、百条委員会は自然消滅したからであります。3月26日の委員会では、当日の参加日程の確認を行い全員出席可能ということで決めた。それをボイコットしたことは重大問題と言わざるを得ない。当時の副議長市川圭一議員は、百条委員会の最終報告をまとめ、その修正案を当日提案することになっていた。身内の急病で欠席という理由は理解できるが、ならばそのまとめを議会事務局に提出するのが当然の義務であり、それを放棄したものとわざるを得ない。

議会の仕事の1つは、チェック機能を果たすことである。そのチェック機能を放棄するなど議会の最高責任者としての資格がないと言わざるを得ない。

以上の理由から、同君は牛久市議会議長としては不適任であり、不信任決議案を提出をする。  
平成27年10月29日。牛久市議会。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第10号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） 以上で、決議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第10号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、決議案第10号、牛久市議会議長市川圭一君に対する不信任決議について、賛成の立場から討論をいたします。

この不信任決議案が上程される背景には、この決議案の内容にも書かれてあったとおり、小坂城址の土地購入に関して、今回再び決議案が出されたことに対する理由を教育民生常任委員会で審議する中で、議員間の討議の中で、図らずも出てきた、前任期中、市川議員、そして尾野議員も含めて何人かが前任期間中にこの調査に当たっておりました。そのときに、3月30日、百条委員会の調査特別委員会が流会となったいきさつ、その経過が語られたわけであります。

その際に、お二人とも欠席の理由がどうだったのかが述べられたときに、市川現議長は身内の、ここにも書いてありますように、身内に大変重病だということで欠席せざるを得ない状況であるということから、議会事務局に報告し、その旨を特別委員会の方にも伝える旨を伝え、そして尾野現副議長に至っては、体調不良であったということが説明されましたが、それが報告されなかったということが経過として、その審議の中で明らかになったことであります。

こうした、議員が市民の負託に応え、市民の関心の強いこの調査の内容について、最終的な報告をしなければいけないという時期において欠席をするということの責任放棄をいささかも感じておられないように見受けられたことでした。

私は傍聴して、そのいきさつを傍聴しておりましたけれども、そのときに傍聴席で感じたことは、議員としての資質を疑わざるを得ないというふうに思っておりました。そして、またさらに重ねてこの決議に対してどのように考えるかというようなところで議論が及んだときに、これは一般質問の論議の中で、この小坂城址の問題については執行部のほうで第三者機関を設置すれば、それでの審議というのはなかなか厳しいものになるだろうと予測される。そうした中で審議をしていくほうがいいのではないかと、そんな御意見がありました。また、これまでいろいろ審議をしてきたけれども、それは平行線であったと。議会の中で平行線だったので、これ以上進めても結論は見出せないというようなことでした。

ところが、調査の段階で明らかになったことは、私たちが負わなければいけないのは、市民に対する議員間の討議の平行線をいうのではないんですね。この調査がどうであったのかを報告しなければいけない。どの段階で調査の内容を報告するか、それには討議が必要であっても、そこに論議のずれがあった場合には、その点も含めて市民の方々につまびらかにしなければいけないという責務を負っているにもかかわらず、今回当選された根本市長にそういう御意向があれば、もうそれでよしというふうに判断するというのは、議員としてはその職責をどう考えているのかという点で甚だ問題ではないかなというふうに思った次第です。

そのお二人が現在、議長、副議長でいらっしゃるということは、我々議員の代表であるわけですね。これで議会としての品格、そして政治倫理にのっとったそれぞれの立場を市民の方々がそうかということでした承されるだろうかという点、大変私自身もこの同じような議員である

ことにじくじたる思いを抱いたことも事実です。

議会を代表する議員として、このような考えの方が議長であり、副議長であるということは、私たちは許していいとは思いません。今回このような形で不信任決議が出されたというこの背景、私たちは同じ議員を糾弾するというのは大変、自分自身の身に置きかえても大変厳しい選択を迫られることで、こういうことはしたくない。ですが、それを置いても、市民の方々に、議会は何を考えて、どういうふうにするのかということ、姿勢を正して説明する責任があるし、そのことに責任を負えないような議員がいるということであれば、その方は信任するに値するかどうかというのを決議しなければいけないだろうというふうに思っております。

以上のような理由で、この趣旨のこの決議案に対し、私は賛成するものであります。また、同様の趣旨で決議案の11号が出されておりますので、同様の趣旨で、副議長尾野政子君に対する不信任決議のほうも賛成をさせていただきたいと思っております。議員各位の皆様の御賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○副議長（尾野政子君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第10号について採決いたします。

決議案第10号、牛久市議会議長市川圭一君に対する不信任決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（尾野政子君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

決議案第10号、牛久市議会議長市川圭一君に対する不信任決議案について、議長は否決と裁決いたします。

よって、決議案第10号は否決されました。

市川圭一君の入場を許可いたします。

〔13番市川圭一君入場〕

○副議長（尾野政子君） 議長席を市川議長と交代いたします。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 次に、18番利根川英雄君ほか2名から、決議案第11号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第11号を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2、決議案第11号を議題といたします。



追加日程第2 決議案第11号 牛久市議会副議長尾野政子君に対する不信任決議

○議長（市川圭一君） それでは、地方自治法第117条の規定により、3番尾野政子君に退場を命じます。

〔3番尾野政子君退場〕

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 牛久市議会副議長尾野政子君に対する不信任決議（案）。

今議会に提案されていた「小坂城址土地購入疑惑に関する調査特別委員会の設置決議案」について、尾野政子議員は教育民生常任委員会での採決で反対をした。その理由は、今議会での審議の中で「根本市長が議会が、調査特別委員会を設置しなければ第三者委員会を設置する」、また「これまで何度も議論してきたから必要がない」というものでありました。

御承知のように、第三者委員会は議会で設置するものではありません。議会での事件に対する調査は、地方自治法第98条及び100条に基づく調査特別委員会の設置であり、特にいわゆる百条委員会は議会に与えられた伝家の宝刀とも言われている。百条委員会は、あくまでも議会が調査を行うために設置するもので、罪を暴くものではありません。したがって、今回の決議も税金の流れを調査するものであります。

特に問題なのは、なぜこの決議案が提出されたかということである。それは御承知のとおり、本年3月30日の委員会が過半数に達せず流会になり、百条委員会は自然消滅をしたからである。3月26日の委員会では、当日の参加日程の確認を行い全員出席可能ということで決めた。それをボイコットしたことは重大問題と言わざるを得ない。貴重な税金を使い開かれた特別委員会の最終報告もできず自然消滅させた責任は重大であり、市民もそれを認めていない。さらに尾野議員は、欠席理由を当日体調不良であった。また、自然消滅は知らなかったなどと述べているが、理由にはならないのは明白である。法が定める議会のチェック機能を果たすのが議員としての最低限の仕事である。

決議案に反対することは、議会でのチェック機能を放棄することになるのは歴然とした事実である。したがって議会の最高責任者を補佐する副議長としての資質がないと言わざるを得ない。



以上の理由から、同君は牛久市議会副議長としては不適任であり、不信任決議を提出をする。  
平成27年10月29日。牛久市議会。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で、決議案第11号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第11号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第11号について採決いたします。

決議案第11号、牛久市議会副議長尾野政子君に対する不信任決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

決議案第11号、牛久市議会副議長尾野政子君に対する不信任決議案について、議長は否決と裁決いたします。

よって、決議案第11号は否決されました。

尾野政子君の入場を許可します。

〔3番尾野政子君入場〕

○議長（市川圭一君） 次に、日程第22、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成27年第3回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時54分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 杉 森 弘 之

署名議員 須 藤 京 子